

3 事業者の皆様へ

- ・ 普段から従業員の健康管理に留意するとともに、従業員が体調不良を申し出やすい環境づくりや、体調不良の従業員は早期に帰宅させ、受診を勧めるといった「広げない」ための対策を実施 **NEW**
- ・ 業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等により感染防止対策を徹底
- ・ 県内や全国でクラスターが発生しているような施設は、改めて感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策を徹底するとともに、従業員や利用者へ注意喚起
- ・ 医療機関、社会福祉施設においては、引き続き感染防止対策を徹底、特に施設内へ「持ち込まない」「広げない」ことを意識した対策を!
【特措法第24条第9項に基づく協力要請】
- ・ 高等教育機関等においては、懇親会や寮生活、部活動、課外活動など、学外での行動も含めた感染防止対策について、学生に対し周知・徹底
- ・ 事務所や工場などでの感染防止対策に加え、食堂、休憩所、喫煙所など「居場所の切り替わり」の場面においても感染防止対策を徹底、従業員に対し勤務時間以外でも感染防止対策を徹底するよう注意喚起
- ・ 卒業式、入学式、入社式等の行事を実施する場合は、人と人との間隔を十分に確保できる座席配置をはじめ、感染防止対策を徹底 **NEW**
- ・ 入学や転勤等により他都道府県から転入される方に対し、転入前（できる限り2週間前）から感染リスクの高い場面を避け、体調管理の徹底を呼び掛け **NEW**
- ・ 外国人生徒のいる教育機関や外国人を雇用する事業者等は、感染防止対策等について外国人の方へ丁寧な周知

偏見や差別の根絶

感染者やそのご家族、所属する企業・団体に対し、さらに個人を特定しようとすることや偏見・差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。

仕事や通勤等やむを得ない事情で県外から来県される方、治療にあたっている医療従事者、外国から帰国された方、日本に居住する外国人の方が

差別や偏見にさらされることも絶対あってはならないことです。

このような偏見や差別が生じないよう十分な配慮をお願いします。



Citrus Ribbon
PROJECT

たとえウイルスに感染しても、だれもが地域で笑顔に暮らせる社会に三重県は、「シトラスリボンプロジェクト」に賛同します。

新型コロナウイルス感染症から大切な人を守るために、引き続き皆様のご協力をお願いします